

個人住民税の年金特別徴収の方も 口座振替の登録をお願いします。

年金特別徴収(年金天引き)とは、年金保険者(日本年金機構など)が個人住民税等を年金から徴収し、本人に代わって、市に納付する制度ですが、特定の事由に該当すると、年金天引きが中止される場合があります。(前年度に対して、納付金額が大幅に減少する時など)

条件が整えば、年金特別徴収は再開しますが、最短で翌年度の10月からしか再開できません。 再開するまでの間で、個人住民税の納付忘れを防ぐためにも、ぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替の利点

安全 … 現金を持ち歩く必要がありません。

便利 … 金融機関へ出向く手間がありません。

確実 … 納め忘れがありません。



口座振替が可能な金融機関

滋賀銀行・大垣共立銀行・長浜信用金庫・関西みらい銀行・京都銀行・レーク伊吹農協 北びわこ農協・近畿労働金庫・滋賀県信用組合・滋賀県民信用組合・ゆうちょ銀行(郵便局)

- ※上記の金融機関であれば、どの支店の口座であっても、口座振替の登録が可能です。
- ※上記以外の金融機関では、口座振替の登録ができません。

お申込み先

- ①上記の金融機関 ※口座振替依頼書の備付けは、長浜市内にある各支店・代理店に限ります。
- ②長浜市役所税務課、北部振興局福祉生活課、もしくは各支所窓口
 - ※郵送でも手続きできます。ご希望の方には、依頼書を送付しますので下記まで連絡ください。 ※ゆうちょ銀行(郵便局)の口座を登録する場合には、お近くの郵便局で直接お申込みください。

お問い合わせ先

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地 長浜市役所 税務課 市民税・国保料グループ Tel 0749 (65) 6524 (直通)